

平成29年 8 月25日

第 102 回 遠野市農業委員会総会議事録

第102回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年8月15日
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号
会議年月日 平成29年8月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 1番 菅原一雄、2番 似田貝順一、3番 鈴木重徳、4番 佐々木義弘、
5番 奥寺晴夫、6番 萩野一、7番 佐々木恵美子、8番 阿部儀信、
9番 菊池友吾、10番 奥友康悦、11番 菊池妙子、12番 山崎登久昭、
13番 鬼原壽一、14番 千葉勝義、15番 佐々木幸悦、16番 菊池由雄、
17番 北湯口進、19番 小向幸子、20番 鳥屋部静夫、21番 佐藤芳夫、
22番 新田佐悦、23番 田中ナオ子、25番 綱木秀治、26番 多田和敏、
26番 多田和敏、27番 古屋敷徳夫、28番 白岩正義、29番 菊池康祝、
30番 佐々木誠一、31番 佐々木敦緒
欠席委員 18番 阿部正嗣、24番 濱田平八郎

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩

事務局次長兼
農業振興係長 菊池今英

農地係長 千葉芳治

本日の案件 第102回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について
議案第27号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について
議案第28号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について
議案第29号 農用地利用集積計画の決定について
議案第30号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第33号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午前9時30分

議 長	<p>お早うございます。本日はお忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。ただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を11番、菊池妙子委員にお願いいたします。</p>
委 員	<p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】</p> <p>本日の出席委員は、29名であります。定足数に達しましたので、第102回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。18番、阿部正嗣委員、24番、濱田平八郎委員より欠席する旨の届出がありこれを了承したので報告します。</p>
議 長	<p>【会長報告】</p> <p>続いて会長として出席しました会議等の内容について、報告いたします。</p> <p>8月1日から10日の間、市内各地区に渡って「新たな農業委員会制度」についての地区別説明会を開催いたしまして、私も全地区を回って挨拶と説明をさせていただいたところでもあります。この中で2つの地区から出たことは、農業委員の報酬が安すぎるのではないかというご意見がありました。感想として感じたことは、農業委員会に関する法律が改正になったのですけれども、市民の皆様は改正になったということをはとんどの方がわかっていないということで、説明会に歩いてよかったということでもあります。来年の3月2日から、今まで議会、農協、共済、土地改良区からの推薦の農業委員があったわけですが、これからは団体等からの推薦委員がなくなります。したがって、女性登用の課題をどうして行くかということが問われてくると思ひまして積極的な、地区からの女性の推薦が求められてくる場所でもあります。</p> <p>8月4日、平成29年度第2回上閉伊地方農業委員会連絡会に出席いたしました。この連絡会の会長になっておりますので、上閉伊地方としての岩手県農業委員会大会への要望事項をまとめあげる必要がございます。釜石市、大槌町、そして遠野市の要請案を持ち寄りまして、事務局にもご尽力いただきましたが、1つの要請書に作り上げていただきましてそれを提案した結果、異議なしということでもまとめあがったところでもあります。</p> <p>8月10日、岩手県農業会議常設審議委員会が盛岡市でありまして、出席をしております。県内の市町村から出た農地転用案件は全て提案どおり「可」と出せることに決まったところでもあります。</p> <p>以上、私が会長として出席しました会議等の内容について報告いたしました。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>お手元に、遠野市農業委員会事務事業経過報告書を配布してございます。これに基づきまして事務事業の経過を報告いたします。</p> <p>7月27日から8月4日まで、平成29年度農地パトロール（利用状況調査）ということで、市内11地区で実施をいたしました。</p> <p>8月10日、農地法等の申請締切日でございます。</p> <p>8月17日、農地転用等現地確認調査。本日議案として上程しております事案等について現地確認調査をしております。</p> <p>8月25日、本日でございますが、第102回遠野市農業委員会総会でございます。総会終了後は第2回遠野市農業委員だより編集会議及び第3回女性農業委員業務検討会も開催を予定してございます。</p> <p>8月26日以降の主な行事予定でございます。</p> <p>8月30日、平成29年度遠野市農業再生協議会臨時総会が開催の予定です。</p>

	<p>同じく 30 日でございますが、●●県の●●●が耕作放棄地解消に係る遠野市農業委員会の視察に訪れるところでございます。予定といたしましては、会議室での研修会と現地の視察を行いますので、●●沿線の菜の花を作付けした場所とエゴマを作付している場所ということで現在検討しているところです。</p> <p>9 月 3 日、遠野市役所本庁舎落成式及び祝賀会が開催されます。農業委員会では会長、職務代理、農政専門委員長、農地専門委員長にご案内が来ております。これに基づきまして現在の合同庁舎の事務所ではありますが、今日から荷物を整理いたしまして来週 1 週間かけて引越し作業、業務に支障ないようにいたします。そして新たな業務は 9 月 4 日から新庁舎でスタートということでございます。</p> <p>9 月 4 日、平成 29 年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会が北上市で開催されます。</p> <p>9 月 8 日から 22 日まで、平成 29 年 9 月遠野市議会定例会が開催されます。</p> <p>9 月 9 日、耕作放棄地発生防止・解消活動表彰農村振興局長賞受賞祝賀会が開催されることで委員さん方にはご案内を発送しているところでございます。</p> <p>9 月 11 日、農地法等申請締切日でございます。</p> <p>9 月 14 日、岩手県農業会議常設審議委員会。</p> <p>9 月 15 日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>9 月 25 日、第 103 回遠野市農業委員会総会ですが、場所については遠野浄化センターになりますのでお間違えのないようお願いします。</p> <p>9 月 28 日、女性農業者「農地・農業に関する勉強会」ということで、本日総会終了後に業務検討会でその内容について詰める予定ですが、本庁舎で開催でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>【報告】</p>
議 長	次に、報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局にその内容を報告いたさせます。
農 地 係 長	1 ページでございます。報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、でございます。農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の 41 件の方から通知書が提出されたので報告いたします。
議 長	1 ページ、番号 1 番から、7 ページ、番号 41 番まで、農業経営基盤強化促進法による全部解約で、議案第 29 号で、公益社団法人岩手県農業公社と農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の提出があるものでございます。以上、報告いたします。
議 長	ただ今事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
農 地 係 長	なしということでありましたので、次に報告第 2 号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第 5 条による届出について、事務局にその内容を報告いたさせます。
農 地 係 長	8 ページでございます。報告第 2 号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第 5 条による届出について、でございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱い要綱第 5 条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第 6 条の規定により報告するものでございます。
	番号 1 番は、農機具の保安全管理のため農業用倉庫を設置するものでございます。
	番号 2 番は、耕作の安全性をよくするため通作路を設置するものでございます。

		以上2件、報告いたします。
議	長	ただ今事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	よろしいですか。 次に議案審議に先立ち、注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは、配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。
議	長	【日程第1】 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認め、議事録署名人に12番、山崎登久昭委員、13番、鬼原壽一委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。
農地係	長	9ページでございます。第102回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。 法第3条、今月計7件、8,956㎡。 利用集積、今月計90件、699,527㎡。 法第4条、今月計1件、325㎡。 法第5条、今月計2件、4,570㎡。 適用外、今月計4件、3,099㎡。 法第18条第6項、今月計41件、209,722㎡。 以上でございます。
議	長	【日程第2】 次に、日程第2、議案第27号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係	長	11ページでございます。議案第27号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。 番号1番、2番は、新規就農のため借り受けるものであり、番号1番は借受人の母の実家の所有農地、番号2番は父の所有農地で、使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。 以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。
議	長	ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。● ●地区担当委員、お願いします。
7番	委員	7番、佐々木です。8月17日に、1番の現地を確認してまいりました。借受人と貸出人

	<p>は祖父とお孫さんという関係でありまして、現地確認した日には、■■■■■■■■■■にも加入したということもあって、産直に向けた野菜作りとJAに出荷する野菜作りの準備等されておりまして特に問題ないと、前向きに取り組んでいる様子でしたので、問題ないと判断しました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了いたしましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>続きまして、日程第3、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>12ページでございます。議案第28号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番は、譲渡人は高齢で労力不足であり、申請の土地の近隣の方に譲り渡すものでございます。</p> <p>番号2番は、申請のあった土地の近接地も譲受人の農地であり、規模拡大のため譲り受けるものでございます。</p> <p>番号3番から番号5番までは、譲渡人は遠隔で耕作不便であり、譲受人は規模拡大のため譲り受けるものでございます。</p> <p>番号1番から5番は、全て売買であり、売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上5件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。最初に●●地区担当委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>1番、菅原です。今月の17日に、現地確認を、事務局2名農業委員3名で、確認させていただきました。譲受人の隣地ということもございまして、何ら問題ないと見てまいりました。よろしくご検討お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に●●地区担当委員お願いいたします。</p>
25 番 委 員	<p>25番、綱木です。8月17日、地元委員2名事務局2名で、2番、3番を現地確認いたしました。</p> <p>2番は、場所は●●●号、■■■■から少し下がった辺り、裏です。組み田ではないのですが、すぐ隣で、何ら問題はないと思います。</p> <p>3番は、組み田でございまして、実際もう譲受人が耕作して管理していたものを買うとい</p>

議	長	<p>暫時休憩をいたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。69 番について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。69 番を除く 89 件について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 29 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>【日程第 5】</p> <p>会議を再開いたします。続いて、日程第 5、議案第 30 号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>27 ページでございます。議案第 30 号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、でございます。遠野市長より、農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので意見を求めるものでございます。議案に係る申請は利用権の設定が 2 件、●●●町及び●●●町に係る申請でございます。</p> <p>1 番は、賃貸借権設定、契約期間 10 年でございます。</p> <p>2 番は、使用貸借権設定、契約期間 10 年でございます。</p> <p>申請の内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>

議 長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。2番について、質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>なしということでございます。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。1番について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>【日程第6】</p> <p>会議を再開いたします。続いて、日程第6、議案第31号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>28ページでございます。議案第31号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、駐車場整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は、都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は、近隣の団体の事務所から駐車場用地として貸してほしい旨の打診があり、近隣で駐車スペースに見合う土地がないことから、当申請地を適地としたものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。以上、本案件につきましては、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>菅原です。17日に事務局2名、農業委員3名で現地を確認してきました。現地は、説明ありましたとおり、都市計画に基づいて既にほとんどが宅地化されております。その一部の</p>

		中に農地がありましたけれども、申請どおり何ら問題ないと見ております。よろしくお願ひいたします。
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第7】</p> <p>続いて、日程第7、議案第32号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>29ページでございます。議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番は、一般住宅の建築を目的とする、一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は、10ヘクタール以上の一団の農地であり第1種農地と判断いたしました。申請者は、実家から独立して新たに住宅を建築しようとするものであり、実家がある●●町内で交通の利便性が良いことから当申請地を適地として選定したものであり、農地法施行規則第33条第4号に規定する集落接続に該当するため、例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、融資により確保する計画であり、金融機関の借入事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番は、業務拡大による工場拡張、及び従業員増加に伴う駐車場整備を目的とする工場施設用地として転用しようとするものです。申請地は、10ヘクタール以上の一団の農地であり第1種農地と判断しました。申請者は、産資の製造販売などを行っている会社で、業務拡大のため新たに工場の拡張とそれに伴う新規雇用者15人分等の駐車場を整備しようとするものです。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則に規定する、拡張にかかる部分の敷地の面積が既存の施設の敷地面積の二分の一を超えないものは例外的に許可できるものであります。本案件の既存の施設の敷地面積は28,268㎡で、今回申請のあった拡張分の施設の敷地面積は4,083㎡でございます。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上2件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。●●地区担当委員お願いします。</p>
8番委員		<p>8番、阿部です。17日に担当委員4名、事務局2名で見てまいりました。</p> <p>1番ですけれども、場所は■■■■に行くところの信号機のある交差点で、もう会社の人がいたのでその件だけ今回話をし、確認をしてきました。</p> <p>2番ですけれども、拡張で、何ら問題ないと見てきました。</p>

議 長	<p>はい、ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 32 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 8】</p> <p>続いて、日程第 8、議案第 33 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>30 ページでございます。議案第 33 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番は、平成 3 年から駐車場として利用し、現在に至るものです。今回新たに貸駐車場として利用するため土地を調査したところ判明したものであり、今まで農地の認識がなかったものであります。</p> <p>番号 2 番は、昭和 52 年に居宅を建築し現在に至るものです。相続手続きの際に判明したものであり、当時亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためのものでございます。</p> <p>番号 3 番は、昭和 60 年から亡父が宅地として利用し現在に至るものです。今回知人に土地の処分を行うため調査したところ判明したものであり、当時亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためのものであります。</p> <p>番号 4 番は、平成 7 年に居宅を増築し現在に至るものです。居宅の建て替えに伴い土地を調査したところ判明したものであり、増築した際にその一部が農地である認識がなかったためのものでございます。</p> <p>以上 4 件、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局、2 番、3 番について、お亡くなりになられた方が認識していたかどうか判断はできないということになると思いますので、そういうふうに思われるということですか。</p>
農 地 係 長	<p>そのとおりでございます。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。最初に●●地区担当委員をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>菅原です。</p> <p>1 番につきましては、●●●の都市計画前のものでして、■■■■■の通りでございます。■■■■■の店舗がありました、その道路向かい。理由のとおりでありまして、何ら問題ないと見てまいりました。</p> <p>2 番の●●につきましては、昔は農地ばかりのようでしたが、今は宅地がありまして、理由はこのとおりでありまして、立派な住宅地になってございまして建物も建っております。</p>

		<p>いうことで、許可できるだろうというふうに見てまいりました。以上です。</p>
議 長		<p>続いて●●地区担当委員お願いします。</p>
25 番 委 員		<p>25 番、綱木です。17 日に地元委員 2 名と事務局で 3 番の案件を確認いたしました。場所は●●●●に上がるところの■■■です。今は空き家状態です。住所は、申請人も●●●●になっておりまして、管理も申請人がずっとやっております、自宅の裏が畑ではなくてきれいな庭園になっておりましたので、何ら問題ないと見ております。</p>
議 長		<p>続いて、●●地区担当委員お願いします。</p>
26 番 委 員		<p>26 番、多田です。17 日に委員、事務局 4 名で現地を見ました。現地につきましては、■■■■■■■■のすぐ隣でございます、先ほど事務局が説明したとおりでございます。以前は、昭和 42 年まで■■■をして使っていた経緯がありまして、その後は分からないままに増築されて、今回新築の時に判明したということで、事務局が説明したとおりで何ら問題ないと思います。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長		<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 33 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長		<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長		<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等何かございませんでしょうか。</p>
14 番 委 員		<p>14 番、千葉です。農業委員会制度の地区別説明会ですけれども、その報告書のようなものを次期総会を出していただけないでしょうか。というのは、地元の説明会は分かるのですけれども、会長がおっしゃったとおり、農業委員の報酬が安いのではないかという話題が出た等、地元のことは分かるのですけれども、他の地区でどんなことが話されて何人ぐらい出席されているのかとか、報告書を次回の総会の時に提出いただければと思います。</p>
議 長		<p>このことは当然皆様にはご報告しなければならないと思います。</p>
事 務 局 長		<p>ただ今会長が申し上げましたとおりでございます。現在取りまとめ中でございますので、集約いたしまして、9 月の総会には報告できるようにします。</p>
議 長		<p>よろしいでしょうか。その他ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長		<p>皆様よろしいですか。事務局からありませんか。</p>

事務局次長	<p>本日は資料を3点配布してございますので、ご説明いたします。</p> <p>1つ目は、先日ご協力いただき調査しました農地パトロール、利用状況調査の実施報告、その農地の資料でございます。7月27日から8月8日まで延11日の調査で、合計51人、農業委員が29人、事務局延22人、市の農業振興課、県、土地改良区、JA等延11人の参加をいただいて調査をいたしました。調査結果は一覧表に掲載済みです。昨年度調査した部分ですが、99筆123,431㎡の内A区分が17筆19,354㎡、B区分が15筆28,223㎡、解消確認が67筆75,854㎡となりました。隣に今回新規に把握したものを記載してございますが、これにつきましては精査した上で最終結果をご報告いたします。この資料は速報値ですが、今回合計で162筆238,314㎡の調査結果となっております。今後は資料3番のとおり、調査結果を精査して続きを進めてまいります。</p> <p>2つ目ですが、9月4日(月)に予定されております岩手県農業会議主催のブロック研修会についてご説明いたします。ご出席される委員とマイクロバス乗降場所をまとめたものでございますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>3つ目は、封筒の中に入れてございますが、毎月提出いただいております活動報告書の8月分でございます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から報告ありましたことに対する確認等ございませんでしょうか。</p>
議 長	<p>それでは私の方からですが、活動報告書、毎月目を通させていただいておりますが、その中でこれは私も同感だなというのがありまして、それは農地利用状況調査等によって農地をパトロールした結果驚くべき進捗で遊休農地が増えてきている、ということを書かれている委員さんがおりました。私の地域も同様でして、これに歯止めをかけるべき対策はどのようにしたらよいかということで、今度遠野市で農業再生協議会臨時総会が30日ありますけれども、この機会に、今までも随分説明をさせていただきましたが、もう少し一緒に歩いてこの危機的状況を認識された上で、いろいろな計画書を作るべきだなと思うところでもあります。したがって、その発言はしなければならないというところではあります。この活動記録カード、報告書、これが大変役に立ちますので、是非積極的に記載をされて提出をお願いします。なお、まだ4月から全然、書いてはいるのかもしれませんが、事務局に届いていないという委員さんもおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>それでは、以上をもちまして、第102回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でございました。</p>

午前10時30分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____